

生徒指導規則

※生徒手帳より抜粋

自転車・単車等

(自転車通学)

- 1 自転車通学をする場合は、指定のステッカーを後輪の泥除けに貼ること。
- 2 自転車通学をする場合は、交通法規を遵守し安全運転につとめること。
- 3 自転車保険については大阪府自転車条例で義務とされているので、必ず加入すること。
- 4 自転車は必ず校内の所定の場所に置くこと。立てかけて置く場所がないため、必ず自立スタンドを付けておくこと。
- 5 自走式の電動自転車（モペット等）は原動機付自転車と同等の扱いとなるため、指導の対象となる。

(単車自動車等)

- 1 登下校における使用は禁止する。また、友人等による送迎も禁止とする。

禁止事項

次の行為は禁止する。

- 1 飲酒・喫煙
- 2 教師に対しての暴言・暴力
- 3 生徒間の暴力・いじめ
- 4 考査の不正行為等
- 5 恐喝・窃盗・万引き
- 6 単車・自動車による道路交通法違反・登下校等（友人による送迎等も含む）
- 7 備品・校具・建物等の故意による破損
- 8 SNSによる不適切画像や動画の投稿
- 9 授業妨害
- 10 その他、本校生徒の本分に反する行為

生徒服装規定

1 服装の基本

本校生徒の服装については、高等学校生徒として品位を失わないよう端正、質素を旨とする。

2 制服

登下校時および校内において、必ず制服を着用すること。

着用期間について、原則として、冬服は10月1日から5月31日まで、夏服は6月1日から9月30日までとする。

1 [男子]

(1) 冬服

(イ) 上着、ズボン

(ロ) カッター

白無地のボタンダウンシャツ

前立てに刺しゅう入り、ストライプのネクタイ付き

(ハ) ベスト・セーター・カーディガン

学校指定刺しゅう入りのものに限る

(2) 夏服

(イ) ポロシャツ型半袖

白無地で襟付き、胸ポケットに刺しゅう入り

(ロ) ズボン

冬服と同じデザインのもの

2 [女子]

(1) 冬服

(イ) 上着、スカート

(ロ) シャツ

白無地のボタンダウンシャツ

前立てに刺しゅう入り、リボン付き

(ハ) ベスト・セーター・カーディガン

学校指定刺しゅう入りのものに限る

(2) 夏服

(イ) ポロシャツ型半袖

白無地で襟付き、胸ポケットに刺しゅう入り

(ロ) スカート

冬服と同じデザインのもの

(3) スラックスの着用

着用を希望する生徒は、スカートの代わりとして学校指定のスラックスを着用しても良い。

3 くつ

(1) 通学ぐつ

登下校時にはくつを使用すること。サンダルおよびスリッパ等の使用は認めない。

(2) 上ばき

校舎内では、所定の上ばきを使用すること。コンクリート舗装以外の場所では、上ばきの使用は認めない。

4 頭髪

頭髪は、男女とも高等学校生徒としての品位を失わないよう心がけること。
着色、脱色、エクステ、パーマ等は認めない。

5 防寒具等

必要がある場合には、華美にならないよう慎重に選んで登下校時のみブレザーの上に着用する。

6 服装用品の記名

服装用品には必ず記名を励行し、盗難および紛失に注意すること。

7 異装の禁止

この規定による服装以外の服装を禁止する。ただし、その必要がある場合には、担当の先生に申請して、その指導と許可を受けること。制服の異装については一旦帰宅し、制服着用後再登校させる場合もある。